

鳥取県子育て応援駐車場整備促進事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (補助事業実施の20日前まで)

○交付申請は、下記提出先にメール、郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先までメール、郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いが全て完了した日

○この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出

(事業終了後20日以内又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに)

○実績報告は、下記提出先にメール、郵送又は持参してください。

○提出された実績報告書に基づき、交付額の確定、通知します。

◎補助金の支払い

額の確定通知後お支払いします。